

国別情報整理シート(暫定版)
(ニュージーランド)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
生体牛の輸入	輸入実績	英国	4	0	0	0	0	4	
		欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		米国		5	4	0	0	9	
		カナダ	42	32	18	0	0	92	
		その他()	0	0	0	0	0	0	
		合計	46	37	22	0	0	105	
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国	4	0	0	0	0	4	
		欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		米国		5	4	0	0	9	
		カナダ	42	32	18	0	0	92	
		その他()	0	0	0	0	0	0	
		合計	46	37	22	0	0	105	
米国・カナダより輸入された牛及びこれらのコホートに、BSE兆候が観察されたものはない。 オーストラリアから輸入された牛は、現在もすべて生存しており、監視下にある。									
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国	0	0	0	0	0	0
			欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0
			欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0
			米国	0	0	0	0	0	0
			カナダ	0	0	0	0	0	0
			その他()	0	0	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0	0	0
	暴露要因となった可能性のあるMBM	英国	0	0	0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		米国	0	0	0	0	0	0	
		カナダ	0	0	0	0	0	0	
		その他()	0	0	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	0	0	0	
輸入はオーストラリアからのみであり、リスク国からの肉骨粉の輸入は無い。 オーストラリアからの肉骨粉は肥料としてのみ利用され、動物用飼料としては利用されなかった。									
動物性油脂の輸入	輸入実績	英国	0	0	0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		米国	0	0	0	0	0	0	
		カナダ	0	0	0	0	0	0	
		その他()	0	0	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	0	0	0	
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国	0	0	0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		米国	0	0	0	0	0	0	
		カナダ	0	0	0	0	0	0	
		その他()	0	0	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	0	0	0	
動物性油脂は、OIE基準で許可されている乳製品等以外は、反すう動物飼料用として輸入されていない。									
輸入規制の概要	【生体牛】 1988年 英国からの生体牛、精液及び胚の輸入禁止 1988年以降、牛の輸入はオーストラリア、カナダ、ニューカレドニア及び米国からのみ許可されている。								
	【MBM】【動物性油脂】 1962年以降 オーストラリアの肉骨粉で、加熱処理され有効なバイオセキュリティ通関許可証が添付されているもののみ、ニュージーランドへの輸入が許可されている。 第三国経由での輸入に対しても上記の規制が適用される。 輸入規制の実施主体は、ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局である。								

国内安定性	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制(2.1.1)	1996年 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止(自発的) 2000年 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止(法的)
		飼料給与方法(2.2.1.1)	ニュージーランドでは、反すう動物には牧草を給与することが一般的であり、濃厚飼料が給与されることは非常に少ない。
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無(2.2.1.3)	混合飼養は行われている。(飼養牛全体に占める混合飼養の割合についてのデータはなし)
		飼料製造施設(2.2.2.1)(2.2.2.3)	(2009年データ) 反すう動物由来たん白質を含む飼料を製造する施設(混合施設): 10施設(生物安全規制(1999年)に準拠し交差汚染防止対策を実施している) 反すう動物由来たん白質を含まない飼料を製造する施設(専用施設): 90施設 非反すう動物用飼料のみを製造または袋詰めする施設(専用施設): 20施設
		飼料給与に関する規制の遵守状況(2.2.3.1)	実施主体: ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局 遵守状況確認: ニュージーランド食品安全省検証局(NZFSA Verification Agency) 確認結果について、具体的な検査件数及び内容についての情報は得られていないが、「非遵守の事例は無い」と記載されている。
		飼料製造・流通に関する規制の遵守状況(2.2.3.3)	実施主体: ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局 遵守状況確認: ニュージーランド食品安全省検証局(NZFSA Verification Agency) 2000年～ 反すう動物たん白質を使用する飼料製造施設は、反すう動物たん白質管理プログラム(RPCP)を準備し、実施および登録を行わなければならない。プログラムには、飼料が反すう動物たん白質によって汚染されるリスクを管理及び最小限に抑える方法を明記する。また、独立の監査人を雇用し、年間監査報告書のコピーは農林省に提出する。 【違反事例の内容及び対応】 ・2006年にライン分離が義務化された後にも、反すう動物たん白質管理プログラム(RPCP)を準備せずに操業した飼料製造施設が数例あった。 ・表示内容等に関する非遵守が数例発見された。 ・飼料に製パン所の廃棄物を利用する施設において、反すう動物由来たん白質(肉)を含むパイの混入があった。 これらは直ちに是正措置がとられている。
		飼料サンプリング(2.2.4)	すべての飼料製造施設では、汚染リスクのある製品よりサンプルを無作為に採取し、イムノクロマトグラフィー法を用いたキット(検出限界=1%以上)によりスクリーニングが行われる。スクリーニングで陽性となったサンプルについては、PCR検査もしくは顕微鏡検査が実施される。
	牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について(2.2.5)	ニュージーランドでは牧草を給与することが一般的であり、濃厚飼料が給与されることは非常に少ない。 1995年までは、年間約8,000トンの肉骨粉が牛に給与されていたが、これら肉骨粉はすべてニュージーランド国内の原材料を用いて製造されたものであった。 1996年にたん白質飼料給与禁止が定められてからは、ニュージーランド国内で製造された肉骨粉は、非反すう動物(家きん及び豚)用飼料及び肥料に利用されている。	
	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量(2.3.1.1)	(2001～2005年) 施設数: 41施設 生産量: 約13万トン。
		レンダリング処理方法(2.3.1.1)	タイプA(13施設)・・・乾式レンダリング バッチ操作 2.3気圧、135℃、80分の処理 タイプB(1施設)・・・湿式及び乾式レンダリング 半連続操作 2.5気圧、135℃、60分の処理 タイプC(4施設)・・・乾式レンダリング 連続操作 大気圧 125-130℃、160-180分の処理 タイプD(12施設)・・・乾式レンダリング 連続操作 大気圧 95℃、2-10分
交差汚染防止対策(2.3.1.1)		【飼料製造施設】 2006年～ 反すう動物たん白質を含む飼料と反すう動物用飼料は、異なるラインを使用して製造することを義務づけ 【レンダリング施設】 2008年～ レンダリング施設での交差汚染防止に関する条項がHACCPプログラムに含まれている。	
レンダリング規制(2.3.2.2)		動物製品法(1999年) 生物安全規則(反すう動物たん白質)(1999年) 遵守状況については、「非遵守の事例は無い」と記載されている。	
SRMの利用実態等	SRMの定義(2.3.1.1)	ニュージーランドにはSRMの定義はない。 (ニュージーランドにはBSEがないため、SRMの禁止は必要ではなく適切でもない)	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態(2.3.3.2)	SRMの利用実態に関する詳細な情報は得られていない。	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法(2.3.3.3)	SRMの処理方法に関する詳細な情報は得られていない。 農場死亡牛は通常レンダリング処理される。	
その他	牛以外の動物のTSE発生状況(2.4.1)	回答書では「ニュージーランドでは、これまでTSEの症例は検出されていない。」と記載されている。 なお、2009年に非定型スクレイピー/Nor98が報告されているが、ニュージーランド食品安全庁(NZFSA)公表資料によると「非定型スクレイピー/Nor98は、主流の科学的見解では老齢の綿羊及び山羊で自然発生する変性疾患である」とされている。	
	国内防疫規制(2.4.2)	生物安全法(1993年)	

サーベイランスによる検証	母集団の構造 (3.1)	約961万頭(2006年) 肉牛 約444万頭 乳牛 約517万頭																																													
	実施対象及び 実施範囲 (3.2.1.1)	TSEサーベイランスでは、TSEに合致する病歴のあるすべての症例が対象となる。 また、MAFは新規TSE検査法を検証するため、陰性対象として大量の牛の脳を海外検査施設に提供している。 2000年から2005年には、強化TSEサーベイランスプログラムが行われ、と畜場またはレンダリング施設へ送られた以下の牛がウエスタンプロット法(Prionics)により検査された。 ● 到着時に既に死亡していた牛 ● 係留中に死亡した牛 ● BSE定義に合致し、検査不合格とされた牛(ダウナー牛を含む) ● 輸入牛(年齢は考慮しない) ● ペットフード用にレンダリング工場へ送られた一部の牛																																													
	サーベイランスの 概要・成績	カテゴリー別の年間母集団数ではなく、異常牛の頭数の記載となっている。 (2006年) 流産/周産期死亡 98頭 衰弱 1,174頭 不妊 56頭 神経疾患 130頭 呼吸器病 122頭 突然死 368頭																																													
	サーベイランス計画の 策定根拠 (3.2.1.1)	2007年以降、OIEのタイプBサーベイランスに従い実施している。																																													
	疑似患者及び陽性患者を 検出した際の処理に関する 規制 (3.2.1.1)	BSEが疑われる動物の症例に対応する非常事態計画が作成されている。																																													
	サーベイランスの成績 (3.2.2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常と畜牛</th> <th>歩行困難牛</th> <th>死亡牛</th> <th>臨床的に疑われる牛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2000年</td> <td>264</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>2001年</td> <td>285</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>2002年</td> <td>2,853</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>2003年</td> <td>1,970</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>2004年</td> <td>2,800</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>2005年</td> <td>688</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,094</td> </tr> <tr> <td>2006年</td> <td colspan="4">1,395 (死亡牛・不慮の事故によると畜牛、臨床的に疑われる牛のいずれか不明)</td> </tr> <tr> <td>2007年</td> <td colspan="4">484 (死亡牛・不慮の事故によると畜牛、臨床的に疑われる牛のいずれか不明)</td> </tr> </tbody> </table>		通常と畜牛	歩行困難牛	死亡牛	臨床的に疑われる牛	2000年	264	0	0	46	2001年	285	0	0	99	2002年	2,853	0	0	84	2003年	1,970	0	0	89	2004年	2,800	0	0	118	2005年	688	0	0	1,094	2006年	1,395 (死亡牛・不慮の事故によると畜牛、臨床的に疑われる牛のいずれか不明)				2007年	484 (死亡牛・不慮の事故によると畜牛、臨床的に疑われる牛のいずれか不明)			
		通常と畜牛	歩行困難牛	死亡牛	臨床的に疑われる牛																																										
	2000年	264	0	0	46																																										
	2001年	285	0	0	99																																										
	2002年	2,853	0	0	84																																										
2003年	1,970	0	0	89																																											
2004年	2,800	0	0	118																																											
2005年	688	0	0	1,094																																											
2006年	1,395 (死亡牛・不慮の事故によると畜牛、臨床的に疑われる牛のいずれか不明)																																														
2007年	484 (死亡牛・不慮の事故によると畜牛、臨床的に疑われる牛のいずれか不明)																																														
試料採取した牛の年齢の 特定に適用された方法 (3.2.3)	動物個体識別、耳札、歯生状態																																														
検査手法 (3.2.4)	オーストラリア及びニュージーランドの標準診断手順(2003年10月)に従う。 頭髄および/または臀部尾側の髄質の未固定標本を凍結し、ウエスタンプロット法、透過型電子顕微鏡検査に用いる。 残りの部分は、微生物検査用に適切に標本を採取したあと、組織学的検査のために固定する。(オーストラリア及びニュージーランドの標準診断手順(2003年10月)より)																																														
検査手法 (一次検査、確認検査)	民間企業2社が、7箇所の動物衛生研究所を運営している。 これらの施設は農林省と契約しており「ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局のTSEの診断に関する基準(第3号、2007年8月)」に準拠して運営されている。 また、WallacevilleにあるMAFのリファレンス研究施設でも検査が行われる。 TSEの主な診断は、脳の組織学的検査による。(オーストラリア及びニュージーランドの標準診断手順(2003年10月)より) 【診断】 1997年より、OIE「診断法及びワクチンに関する規程マニュアル」の診断基準に従う。																																														
BSE認知プログラム・ 届出義務等 (3.3)	【認知プログラム】 BSE認知プログラムは1990年より開始。 BSE臨床症状の認知度を高めるため、回覧物や書面情報が登録獣医師及び家畜産業団体に送付されている。 獣医学部での講義や指導、農林省の職員に対する訓練演習なども行われている。 1999年にはBSEに関する項目を含むビデオマガジンがニュージーランドの各農家に送付された。 BSEが確認された場合はOIEの定める手順が適用される。 【届出義務】 1989年にBSEの届出が義務づけられた。 ニュージーランド農林省バイオセキュリティ局は、農場経営者および獣医師に対してTSE検査奨励金を支払っている。																																														

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ (1.1)	1999年7月1日 個体識別を義務付け この日以降に産まれた牛は、すべて耳標等により個体識別が行われている。また生物安全規制(1999年)により、輸入動物、輸入胚及び精液にもトレーサビリティが適用されている。 個体識別により月齢確認可能な牛の、全飼育頭数に対する割合…100%
	と畜頭数 (1.2)	(1997年) BSE疑いのある動物等 約2万6千頭 健康と畜牛(30ヵ月齢以上の成牛) 約246万頭 子牛 約138万頭 合計 約387万頭
各と畜プロセス	と畜場の概要	【と畜場数】 52施設 (2009年) 【と畜場の食肉検査官・獣医官数】 データなし 【食肉処理場数】 データなし 【食肉処理場の食肉検査官数・獣医官数】 データなし
	と畜前検査 (2.3)	(付属文書「業界合意規程4 食用動物の調達(2002年5月)より」) すべての生体動物は、検査官によりと畜前検査が行われる。 と畜前検査により、病気もしくは人の食用に適さない状態であることが確認された動物は専用施設に移動し隔離させられる。
	と畜場でのBSE検査 (2.4)	と畜場で採取されたサンプルは、と畜場外の承認を受けた検査施設で検査されている。
	スタンニング (2.5)	スタンガンの使用は、OIE基準(器具を用いて頭蓋腔への圧縮空気またはガスを注入する方法を用いたスタンニングまたはせき髓の破壊法(ピッシング)が行われていないこと)に準拠する。
	ピッシング (2.6)	ニュージーランドにおいては、ピッシングは行われていない。
	SRMの除去 (2.7.1)	(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髓片を回収しているか これらの背割りに関する手順は特定危険部位に関連したものであり、OIEによりBSEリスクが無視出来るとされる国においては、これらの手順は要求されていない。 (2)回収したせき髓片の処理状況 BSEリスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。 (3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか 製品に触れた、ナイフを含む全ての器具は、通常、各と体ごとに洗浄または滅菌消毒されなければならない。(ニュージーランド産業基準5 と畜及び解体 より) (4)背割り後、せき柱中のせき髓を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載 輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髓、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。 NZFSAの公式監督のもと、日本へ輸出される食肉及び内臓に関する加工基準に従い、せき髓はと畜場で除去されている。 (5)せき髓の除去後、高圧水により洗浄しているか BSEリスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。 (6)と畜検査員が枝肉へのせき髓片の付着がないことを確認しているか 輸出先国からの要求があった場合、公認食肉検査官及び獣医官が、と体にせき髓組織の残存がないかどうか、無作為に検査を行っている。 (7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容 背割りとは畜の工程には含まれない。ニュージーランドにはSRMの定義が無いため、代替りの手順の決定は要求されていない。 (8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか BSEリスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。 (9)背割り前にせき髓吸引機等を用いた除去を行っているか BSEリスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。

各と畜処理の	SRMの除去 (2.7.1)	<p>【頭部(扁桃を含む。舌・頬肉を除く。)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理】</p> <p>BSEリスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。しかし輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。日本へ輸出される牛肉では、全月齢において頭部は除去されている。また、ニュージーランドでは頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱はSRMと分類されておらず、これらの部位は輸出先国より前述のような手順が要求されない限り、非食用とはみなされない。頬肉といった他の少量部位については、ニュージーランド規則の要求に適合したものに限り食用とされる。これらの製品は、輸入が許可されていない国へは輸出されない。NZFSAの公式監督のもと、日本へ輸出される食肉及び内臓に関する加工基準に従い、せき髄はと畜場で除去されている。</p>
	SSOP、HACCPに基づく管理 (2.8)(3.4)	<p>動物製品法(1999年)により、すべてのと畜場がリスク管理プログラムを実行することが義務付けられている。リスク管理プログラムには、SSOP及びHACCPを網羅する手順が含まれていなければならない。重要管理点で、特にBSE管理に関連するものはない。</p>
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	<p>市販の機械により生産。 ニュージーランドから日本への輸出実績はない。</p>
	内臓 (4.2)	<p>【扁桃】 【回腸遠位部】</p> <p>BSEリスクを無視できる国においては、特定危険部位に関連するこれらの手順は要求されていない。しかし輸出先国からの要求があった場合、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は除去され、通常はレンダリングを経て廃棄される。また、ニュージーランドでは頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱はSRMと分類されておらず、これらの部位は輸出先国より前述のような手順が要求されない限り、非食用とはみなされない。頬肉といった他の少量部位については、ニュージーランド規則の要求に適合したものに限り食用とされる。これらの製品は、輸入が許可されていない国へは輸出されない。</p> <p>【内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無】 リスク管理プログラムには、SSOP及びHACCPを網羅する手順が含まれなければならない。</p>
その他	日本向け輸出の付加的要件等	<p>日本へ輸出している食肉業者は、NZFSAのリストに記載され、かつ詳細情報が日本の所轄機関に送付されている必要がある。日本の輸出に関しては、BSE関連であるかどうかに関わらず、特別な処理要件はない。</p>